

## 指定放課後等デイサービス事業運営規程

### 【きらり】

#### （事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人きらりの設置経営するきらり（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 きらり
- 二 所在地 山口県長門市三隅下907番地1

#### （従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤、指導員を兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 児童発達支援管理責任者 1人（常勤）

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 指導員 4人（常勤2人、非常勤2人）

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

- 四 保育士 3人（常勤1人、非常勤2人）

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

#### 五 事務職員 1人（非常勤1人）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日：月曜日から土曜日までの毎日とする。ただし、国民の休日、お盆、12月29日から1月3日までを除く。

#### 二 営業時間

平日 午前10時から午後 7時まで

土曜日 午前 8時から午後 5時まで

#### 三 サービス提供時間

平日 午後 1時から午後 5時まで

土曜日 午前 9時から午後 5時まで

※ 単位を定める場合は、単位ごとにサービス提供日、提供時間を記載すること。

（指定放課後等デイサービスの利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は、10人とする。

（指定放課後等デイサービスの内容）

第7条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

#### 一 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

#### 二 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

#### 三 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

#### 四 健康状態の確認

#### 五 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

#### 六 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（保護者から受領する費用の種類及びその額）

第8条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村

が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 送迎に要する費用

次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する障害児に対して自動車を使用して行う送迎に要する費用

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり30円

二 前号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用

3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、長門市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

一 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

二 利用の予約については、前月までに指定の予約表に記入して、提出するものとする。

三 利用を中止する場合は、事前に事業所に連絡すること。

四 体調・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

五 服薬の必要がある児童は、主治医の指示を書面等で提出すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第12条 指定放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期

的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第13条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第15条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理)

第16条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第17条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第18条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第19条 指定放課後等デイサービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 指定放課後等デイサービスの提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人きらりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。